

第 62 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地 及び 建物	熊本市中央 区水前寺公 園 2 8 2 番 及び 2 9 0 番 2	土地 18,487.69 平方メート ル 建物 15,261.18 平方メート ルのうち熊 本県の共有 持分40.107 26パーセン ト 車庫 54.00 平方 メートル	一般財団 法人熊本 テルサ	熊本勤労 者総合福 祉センタ ーの管理 運営	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日 まで	熊本勤労者総 合福祉センタ ー建物接地部 分の59.89274 パーセントに 相当する土地 (面積3,239. 77平方メート ル)以外の土 地、建物及び 車庫を無償と する。

(提案理由)

一般財団法人熊本テルサに財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。